	――――――小麦でん粉を含有するもの		
171	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	ＫＧ	
172	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――――――その他のもの		
	――――――でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
176	――――――砂糖を加えたもの	ＫＧ	
177	――――――その他のもの	ＫＧ	
179	――――――その他のもの	ＫＧ	
	―――餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		
	――――米の含有量が全重量の30％以下のもの		
	――――砂糖を加えたもの		
583	――――――しよ糖の含有量が全重量の15％以下のもの	ＫＧ	
585	――――――その他のもの	ＫＧ	
586	――――その他のもの	ＫＧ	
	――――その他のもの		
587	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	ＫＧ	
588	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――その他のもの		
	―――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		
	――――砂糖を加えたもの		
	――――――しよ糖の含有量が全重量の50％未満のもの		
211	――――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	ＫＧ	
	――――――その他のもの		
216	――――――――加圧容器入りにしたホイップドクリーム	ＫＧ	
217	――――――――その他のもの	ＫＧ	
219	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――――その他のもの		
221	――――――加圧容器入りにしたホイップドクリーム	ＫＧ	

	――――――小麦でん粉を含有するもの		
171	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	ＫＧ	
172	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――――――その他のもの		
	――――――でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
176	――――――砂糖を加えたもの	ＫＧ	
177	――――――その他のもの	ＫＧ	
179	――――――その他のもの	ＫＧ	
	―――もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
	――――米の含有量が全重量の30％以下のもの		
	――――砂糖を加えたもの		
583	――――――しよ糖の含有量が全重量の15％以下のもの	ＫＧ	
585	――――――その他のもの	ＫＧ	
586	――――その他のもの	ＫＧ	
	――――その他のもの		
587	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	ＫＧ	
588	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――その他のもの		
	―――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		
	――――砂糖を加えたもの		
	――――――しよ糖の含有量が全重量の50％未満のもの		
211	――――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	ＫＧ	
	――――――その他のもの		
216	――――――――加圧容器入りにしたホイップドクリーム	ＫＧ	
217	――――――――その他のもの	ＫＧ	
219	――――――その他のもの	ＫＧ	
	――――その他のもの		
221	――――――加圧容器入りにしたホイップドクリーム	ＫＧ	